

市内で商業等を営む事業所の皆様へ

支援金のご案内

—尾花沢市新型コロナウイルス感染症対策にぎわいづくり応援支援金—
感染防止のための衛生対策や新たな販売方法の導入等に対する
「新しい生活様式対応」への取組費用を支援します。

最大30万円

[1社あたり1回限り]

《申請期限》

1月31日まで受付



《対象者》 市内で小売店、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、旅行業を営む事業者（大型店舗、コンビニは除きます）

《支援金額》 1事業者あたり1回限り 上限30万円

➢不記事業に係る対象経費の合計額（千円未満の端数は切捨て）

《対象費用》

4月1日～12月31日までに実施した下記の事業

- ① 感染防止のための衛生対策事業
- ② 新たな販売方式の導入事業
- ③ 広告宣伝事業

裏面の補足事項も
ご確認ください！

《申請方法》 ➢申請期限 令和3年1月31日

次の書類を下記宛先まで郵送にて提出してください。

- ① 「にぎわいづくり応援支援金」交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画（実績）書（様式第2号）
- ③ 交付対象経費の支出に係る資料（契約書、納品書、請求書、領収書等）の写し
- ④ 事業の実施状況が確認できる書類（状況写真、チラシ等）
- ⑤ 申請に係る確認書
- ⑥ 請求書、及び振込先口座がわかる通帳（表紙の裏面）等の写し

【郵送先・申請に関するお問い合わせ】

尾花沢市商工観光課 商工労政係

〒999-4292 尾花沢市若葉町一丁目2番3号

TEL:0237(22)1111 FAX:0237(22)3222

E-mail : shoko@city.obanazawa.yamagata.jp

《尾花沢市ホームページ》

www.city.obanazawa.yamagata.jp

新型コロナウイルス感染症に
関する支援策を掲載しています。

尾花沢市新型コロナウイルス感染症対策にぎわいづくり応援支援金

◎申請に対する補足事項

- ① 令和2年4月1日から令和2年12月31日まで実施する（実施した）事業が対象となります。
- ※ 交付対象経費の支出に係る確認資料（契約書、納品書、領収書など）の日付が実施期間内のものについて申請可能です。
- ② 1事業所あたり1回限りの支援金となります。すべての事業が完了してから、まとめて申請をお願いします。

事業区分	対象経費
(1) 感染防止のための衛生対策事業	<ul style="list-style-type: none">・飛沫感染防止のための仕切りの設置に係る費用・消耗品費（マスク、消毒液、手袋等）・備品購入費（非接触型体温計、換気用扇風機等） など
(2) 新たな販売方式の導入事業	<ul style="list-style-type: none">・テイクアウト、デリバリー、キャッシュレス化、ネット通販等、新たな販売方式の導入に伴う費用・メニュー、配達等を紹介するパンフレット、その他の印刷物の作成に係る費用 など
(3) 広告宣伝事業	<ul style="list-style-type: none">・チラシ、パンフレット制作、新聞折り込みに係る費用・ホームページ作成、リニューアル費用・テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、フリーペーパー、ネット広告等に係る費用 など